論　告　要　旨

被告人 ■■■■

罪　名　偽計業務妨害

第１　事実関係

１　本件公訴事実は，当公判廷で取り調べ済みの関係各証拠によりその証明は十分である。

しかるに，被告人は，本件の客観的事実については認めつつ，自身の行為は偽計業務妨害罪を構成するような危険なものではなく，同罪の故意もなかった旨弁解して本件を否認し，弁護人も，本件行為には同罪の実行行為性がなく，また，被告人には同罪の故意が認められず無罪である旨主張する。

しかしながら，以下で述べるとおり，被告人に偽計業務妨害罪が成立することは明らかである。

２　争いがなく，証拠上優に認められる事実

⑴　被告人による「Ｔｗｉｔｔｅｒ」の使用状況

被告人は，平成１９年４月頃，ソーシャルネットワーキングサービスである「Ｔｗｉｔｔｅｒ」上に，「小野マトペ」なるアカウント名を付した自身のアカウントを開設した（以下，同アカウントを「本件アカウント」という。）。

本件アカウントのフォロワーは，被告人が本件アカウントを用いて「Ｔｗｉｔｔｅｒ」上に投稿を行った際には，同人らの「Ｔｗｉｔｔｅｒ」アカウント上に，自動的に同投稿が，同人らがフォローする他のアカウントの投稿とともに，最新のものから時系列を遡る順に表示される状態にあった。

本件アカウントのフォロワー数は，本件犯行翌日である令和２年３月１８日の時点で８９３３人であった。

また，「Ｔｗｉｔｔｅｒ」上には，あるアカウントの投稿を，同アカウントのフォロワー以外が閲覧できないようにする，いわゆる「鍵をかける」という機能が設けられており，被告人も本件犯行当時からそのような機能の存在を知っていたが，被告人は，本件犯行当時，本件アカウントについてそのような設定にはしておらず，本件アカウントの固有ページや本件アカウントによる投稿は誰しもが閲覧可能であった。

さらに，「Ｔｗｉｔｔｅｒ」利用者は，本件アカウントによる各投稿等から本件アカウント固有のページを閲覧することができるところ，本件アカウント固有のページには，本件アカウントによって投稿された投稿が，最新のものから時系列を遡る順に並んで表示される仕組みとなっていた。

⑵　本件犯行以前の被告人の行動等

日本国内では，令和２年３月頃，新型コロナウイルスの感染が拡大している状況であった。

被告人は，同月１７日午後８時頃，「Ｔｗｉｔｔｅｒ」上に，本件アカウントを用いて，新型コロナウイルスの感染者数の変動を示すグラフを引用して「お，なんかいい感じなんじゃないの」と言及する投稿を行った。

他方，同日夜には，■■■■■■■■■■(以下「被害店舗」という。）で，被告人の知人が主催する飲み会が開催される予定であったところ，被告人は，遅くとも同飲み会の開始までに，ソーシャルネットワーキングサービスである「Ｆａｃｅｂｏｏｋ」内の，同飲み会への参加者を募るページに，「コロナ様子見してたけど，行きます！」などと書き込み，同飲み会への参加の意思を表明した。

⑶　犯行状況等

被告人は，同日かその前日頃，「電車内で『俺はコロナだ』と発言した男性が業務妨害で逮捕された」旨のニュースを見た。

被告人は，それよりも後の時点である同月１７日午後８時１５分頃，本件アカウントで「私はコロナだ」と投稿した（以下，同投稿を「第１投稿」という。)。

なお，実際には，被告人は第１投稿を行った当時，新型コロナウイルスに感染していなかった。

その後，被告人は，被害店舗を訪れ，前記飲み会に参加した。

被告人は，同日午後９時１３分頃，被害店舗内で同店が提供する，被害店舗のロゴが入ったビールグラスや店内での飲食の様子が写る写真を撮影した。

同写真では，同ビールグラスのロゴが，カメラに対して横を向く写りとなっていた。

被告人は，同ビールグラスを，そのロゴが自身のカメラ側を向く形に移動

させた上，同日午後９時１４分頃，再度同ビールグラスや店内での飲食の様子が写る写真を撮影し，同時刻頃，本件アカウントで，「濃厚接触の会」との文言を，同写真をトリミングしたものを添付して投稿した（以下，同投稿を「第２投稿」といい，第１投稿と第２投稿をまとめて「本件各投稿」という。)。

なお，本件各投稿の間の時間である同日午後９時７分頃には，第１投稿に対し，第三者から，「電車内で『俺はコロナだ』、群馬－業務妨害容疑で男逮捕」と記載された投稿を引用し，「ヤバいヤバいｗ」というコメントが付されたリプライ（返信）が投稿された。

(4) 本件発覚状況

同日午後９時４４分頃，被害店舗を経営する■■■■■以下「被害会社」という。）のホームページに，本件各投稿を引用して「コロナ感染者がそちらに来客しているようです」と記載されたメールが届いた。

被害会社の■■■である■■■(以下 ■■■ という。）は，遅くとも同日午後９時５０分頃までには前記メールを見て，すぐに第２投稿に添付された写真が被害店舗で撮影されたものであると気づき，同メールを被害店舗従業員である■■■(以下 ■■■という。）に転送し，１１０番通報をした。

その後，■■■は，第２投稿に添付された写真を確認し，同写真が被害店舗内のどの席から撮られたものであるかを識別し，同日午後１０時３０分頃，電話で■■■に，その旨や同写真内に写る袖と同じ袖の服を着た人物が店内にいたと思われる旨を伝えた。

■■■は同電話で，■■■に，店内の食器やテーブル等をいつも以上に念入りにアルコール消毒するよう指示し，■■■ら被害店舗従業員はこれに従った。

3 検討

(1) 実行行為性について

ア 偽計業務妨害罪における実行行為性

(ｱ) 「偽計を用いて」

偽計業務妨害罪における「偽計を用いて」とは，人の業務を妨害するため，他人の不知あるいは錯誤を利用する意図をもって錯誤を生ぜしめる手段を施すことをいう（大阪高裁昭和２９年１１月１２日)。

(イ)　「妨害」

また，「妨害」とは，現に妨害の結果の発生を必要とせず，妨害の結果を発生させるおそれがあれば足りる（大判昭和１１年５月７日等）。

イ　検討

(ア)　本件が「偽計を用い」たものであること

a　まず，本件各投稿をそれぞれ単体で見た場合，第１投稿は，「私はコロナだ」との文言をその内容とするものであるから，同投稿を見た第三者は，同投稿の投稿者である被告人が，新型コロナウイルスに感染している可能性があると理解するのが自然である。

そして，第２投稿は，「濃厚接触の会」との文言とともに被害店舗のロゴが入ったビールグラスを含む複数の飲物や食べ物，人の腕などが写った写真が投稿されたものであることから，同投稿を見た第三者は，同投稿の投稿者である被告人が，複数人と飲食店内で飲食をしていると理解するのが通常である。

b　次に，第２投稿は，第１投稿と同日中，かつ，第１投稿の約５９分後に投稿されたものであり，その間被告人は他の投稿を行っていなかった。

本件アカウントには，本件犯行翌日である令和２年３月１８日の時点で８９３３人のフォロワーがいたのであるから，本件各投稿当時にも相当多数のフォロワーがいたと考えられるところ，同人らは，フォローするアカウントの投稿を読んでいく中で，本件各投稿を含む本件アカウントによるいずれかの投稿を目にし，投稿を経由して本件アカウントの固有ページを閲覧することが可能であった。

また，本件各投稿当時，被告人は，既に述べたとおり，本件アカウントに「鍵」をかけておらず，本件アカウントの固有ページや本件アカウントによる投稿は，インターネット利用者の誰しもが閲覧可能な状態であって，同人らが「Ｔｗｉｔｔｅｒ」上で本件アカウントそのものを検索した場合には同検索結果から直接，「コロナ」「濃厚接触」等の文字列を検索し，そこから本件各投稿にたどり着いた場合にも，これらを経由して本件アカウントの固有ページを閲覧することができた。

現に，第２投稿の約３０分後である令和２年３月１７日午後９時４４分頃には，第三者が，本件各投稿をそろって引用して，被害会社にメールを送信しているところ，同第三者は本件アカウントの固有ページを確認し，連続的に投稿された本件各投稿を見たものと推測される。

そして，被告人が第２投稿を行って以降，第三者が本件アカウント固有のページを閲覧すれば，同ページ上には第１投稿と第２投稿が連続して表示されるところ，本件各投稿を併せて読んだ第三者は，新型コロナウイルスに感染している可能性のある人物が，飲食店で複数名とともに飲食していると理解するものと考えられる。

この点，被害会社に宛ててメールを送信した第三者は，当該メールで新型コロナウイルス感染者が被害会社の経営する店舗に来店している可能性があると伝えており，同第三者が，現に本件各投稿を併せて読み，これらを連続した意味合いにおいて理解していることが明らかである。

さらに，■■■も，前記メールに添付された本件各投稿を見た上で，新型コロナウイルス感染者が被害店舗に来店している可能性があると考えるに至っており，同人も，本件各投稿を連続した意味合いにおいて理解したものである。

このように，被害会社にメールを送信した第三者や■■■の受け取り方からしても，本件各投稿を併せて見た第三者は，本件各投稿の投稿者，すなわち被告人が，新型コロナウイルスに感染している可能性があるにもかかわらず飲食店で複数名とともに飲食していると理解するものといえる。

c　そして，本件各投稿時，被告人は，現実には新型コロナウイルスには感染しておらず，新型コロナウイルス感染者が被害店舗で飲食しているという事実もなかったのであるから，本件各投稿を連続して見た第三者は，まさしく錯誤を生ぜしめられたものであって，被告人が偽計を用いたことが認められる。

(イ)　本件が，妨害の結果を発生させるおそれのあるものであること

a　第２投稿に添付された写真には，黒地の絵柄に「■■■■■■　■■■　■■■　■■■■■■■」との文字が書かれたロゴの付いたビールグラス

や，木製と見られる机，同机の傷の状況等，撮影場所の特徴が写っている。

被害会社は「■■■■■　■■■■■　■■■■■■」なる店名で複数の店舗を経営しているところ，同じデザインのロゴを，店舗ごとに絵柄の色を変えて使用しており，絵柄が黒地となっていたのは被害店舗を含む２店舗だけであった。

すると，このような写真を被害店舗従業員をはじめとする被害会社関係者が見た場合はもちろん，被害会社と直接無関係の第三者が見た場合であっても，同写真の中のロゴに写る店名をインターネット等で検索すれば直ちに，同写真が少なくとも被害会社が経営する２店舗のいずれかで撮影されたものであると知ることができる。

そして，同写真を閲覧した第三者には，具体的にいずれの店舗で写真が撮影されたのかまでは特定できないとしても，第三者からの注意喚起等により，一たび被害会社が本件投稿を認知すれば，被害会社において店内の机の形状や傷などの特徴等からその撮影場所を特定することはごく容易である。

現に，本件では被害会社とは何ら無関係な第三者が本件各投稿を見て被害会社に連絡をしてきているところ，当該第三者は第２投稿に添付された写真の情報から，同写真が被害会社の経営するいずれかの店で撮影されたものと識別したものと考えられる上，その後，被害店舗においても■■が，同写真をもとに，店舗内で同写真が撮影された場所まで具体的に特定している。

以上から，第２投稿は，被害店舗を特定するに十分足りるものであったといえる。

b　第２投稿は，前述のとおり，本件アカウントの固有ページ上において第１投稿と連続して表示される状態で，かつ，同ページは不特定多数に閲覧可能となっていたのであるから，被害会社関係者が直接，「Ｔｗｉｔｔｅｒ」上で第１投稿と連続した状態で第２投稿を閲覧する可能性も存在した上，新型コロナウイルスの感染拡大が社会問題となっていた当時の情勢に鑑みれば，被害店舗と無関係の第三者が閲覧した場合にも，現になされたように被害店舗に対して注意喚起が行われる

蓋然性が十分にあったといえる。

そして，被害会社がいずれかの経緯により第２投稿を認知すれば，既に検討したとおり，新型コロナウイルス感染者の来店を懸念するのが通常であり，そうなれば，被害店舗としては当然，本来行う必要のない消毒作業等の対応を余儀なくされることとなる。

したがって，第２投稿に妨害の結果を発生させるおそれがあることは明白である。

ウ　被告人及び弁護人の主張について

(ア)　被告人の主張について

被告人は，第１投稿の，「私はコロナだ」という文言について，これを見た第三者は「私」すなわち投稿者である被告人が，新型コロナウイルスそのものであるというジョークだと理解する旨主張するが，文脈を無視した独自の見解であって主張自体失当である。

(イ)　弁護人の主張について

a　弁護人は，本件各投稿が，閲覧者においてそれぞれ独立した投稿として関連付けられることなく受け取られるものである旨主張し，その上で，第２投稿の，「濃厚接触」との文言は，閲覧者において冗談として受け取られるものであって，偽計を用いたものではない旨主張する。

しかし，前述のとおり，本件アカウントによる投稿はインターネットを利用する誰もが閲覧可能であり，その中で，閲覧者が本件アカウントの固有のページにおいて本件各投稿を連続して閲覧する可能性は十分に認められる上，そのように本件各投稿を連続して見た場合，本件アカウント上，他に本件各投稿が冗談であると注意喚起するような投稿等もされていないのであるから，閲覧者は，投稿者である被告人が新型コロナウイルスにり患している可能性がありながら飲食店で複数名と飲食していると錯誤するのが通常であって，弁護人の主張は失当である。

b　また，弁護人は，第２投稿が本件店舗を特定するに足りるものではなく，妨害のおそれはない旨主張し，その理由として，被害会社において店舗毎にロゴの色が違うことは一般的に広く認識されているとは

いえず，さらに，ロゴの色が黒色となっている店舗が被害店舗の他にもう１店あることを挙げる。

しかし，こちらも前述のとおり，第２投稿に添付された写真からは同写真が少なくとも本件会社の経営する店舗内で撮影されたことを十分に識別可能であり，一たび被害会社が第２投稿の存在を知れば，写真の内容から被害店舗にたどり着くことは容易であるから，この点についても弁護人の主張は失当である。

(ウ)　以上から，被告人及び弁護人の主張は前記認定を揺るがすものではない。

エ　小括

したがって，本件では偽計業務妨害罪の実行行為性が認められる。

(2)　故意について

ア　偽計業務妨害罪における故意

偽計業務妨害罪における故意とは，行為者が積極的に他人の業務を妨害することを意欲する場合に限られるものではなく，業務妨害の結果を惹起することの認識があるだけで足りる（大阪高判昭和３９年１０月５日）。

イ　検討

(ア)　新型コロナウイルスの感染拡大が社会問題となっていることの認識について

被告人は，本件犯行以前，既に述べたとおり，本件アカウントで，新型コロナウイルスの感染者数の変動を示すグラフに言及した投稿を行っており，また，自身の当時の勤務先が新型コロナウイルス感染拡大の影響で勤務態勢をリモートワークに切り替えていた旨供述していることからも，本件犯行当時，日本国内において日に日に新型コロナウイルスの感染が拡大していることを認識していたといえる。

また，被告人は，「Ｆａｃｅｂｏｏｋ」内の，被害店舗で本件当日に開催された飲み会への参加募集を募るページに「コロナ様子見してたけど，行きます！」と書き込んでおり，本件犯行当時，自身も新型コロナウイルスの感染拡大を懸念していたことも明らかである。

したがって，被告人は，本件犯行当時，日本国内において新型コロナ

ウイルスの感染拡大が社会的な問題となっており，社会全体の関心事項となっていることを十分認識していたものと認められる。

(イ) 偽計を用いることの認識について

a　そのような中，被告人は第１投稿を行ったものであるが，被告人自身，この投稿を行ったきっかけは，本件犯行当日である令和２年３月１７日かその前日頃「電車内で『俺はコロナだ』と発言した男性が業務妨害で逮捕された」旨のニュースを見たことにある旨自認している。

同ニュースは，その文脈から明らかに，逮捕されたという男性が，自らが新型コロナウイルスに罹患している旨発言し，他人の業務を妨害したというものである。

すると，被告人は，「俺はコロナだ」と発言すると，第三者には発言者が新型コロナウイルスに感染していると受け取られることを十分認識しており，その上で，自身も当該男性とほぼ同一の文言である「私はコロナだ」との第１投稿に及んだものである。

したがって，被告人は，第１投稿の文言が，閲覧者において投稿者である被告人が新型コロナウイルスに罹患していると錯誤され得るものであることを認識していたものと認められる。

b　そして，被告人は，同日午後９時１４分に第２投稿を行っているところ，これに先立つ同日午後９時７分頃に，第１投稿に対して，第三者から，電車内で「俺はコロナだ」と発言した男が逮捕されたという記事を引用したリプライが送られており，被告人は第２投稿までの約７分間に同リプライを確認していたのであるから，自身が第１投稿を行ったことやその内容を十分に認識した状態で第２投稿に及んだものである（なお，被告人は，公判廷で，前記リプライを確認した時点について，第２投稿以前に確認したかは曖昧であるなどと弁解しているが，同弁解については後に検討するように信用できない。）。

なお，被告人自身，第２投稿自体は飲み会を楽しんでいる様子を投稿しようと思ったものである旨自認しており，被告人が，第２投稿が閲覧者において，被告人が複数人と飲食店内で飲食をしている

と理解されるものであると認識していたことには争いがない。

c　被告人は，平成１９年頃から本件アカウントを使用しており，本件翌日である同月１８日の時点での本件アカウントによるこれまでの投稿総数が９万５２８６件であることからも，従前相当な頻度で「Ｔｗｉｔｔｅｒ」を利用しており，「Ｔｗｉｔｔｅｒ」の仕組みについては熟知していたものと考えられるところ，不特定多数の第三者が本件アカウント固有のページを閲覧できることや，同ページには第１投稿と第２投稿が連続して表示されることも当然分かっていたはずであるし，被告人自身もこの点については自認している。

d　以上から，被告人は，第２投稿を行った時点で，当該投稿がインターネットを閲覧する不特定多数において，第１投稿と連続して読まれる可能性があり，同閲覧者が，被告人が新型コロナウイルスに感染した状態で複数名との飲み会に参加していると錯誤するおそれがあることを，少なくとも未必的には認識していたものである。

(ウ)　妨害のおそれの認識について

a　被告人は，第２投稿に先立ち，同投稿に添付したものとは別に，同日午後９時１３分頃，被害店舗の写真を撮影していたが，その後，同写真ではカメラに対して横を向く写りとなっていたビールグラスのロゴを，自ら自身のカメラ側を向く形に移動させた上で写真を撮り直し，同写真のサイズを調整した上で第２投稿に添付している。

このように，被告人は自ら意識して，ビールグラスに描かれた被害店舗のロゴが正面から写る写真を撮影し，２枚あるうちあえてこちらの写真を用いて第２投稿を行っている。

被告人は，被害店舗での飲み会に参加する前，「Ｆａｃｅｂｏｏｋ」上のページで同飲み会への参加表明をしているところ，同ページには飲み会の開催場所が「■■■■　■■■■　■■■■■■　■ ■■■■■■」と明記されている上，被告人自身，当日は飲み会に遅刻していったと明言していることから，誰かに引率されて行き先もわからぬまま気づいたら店に着いていたということもなく，自ら店名を調べて被害店舗を訪れていることは明白であるし，被害店舗の入り口にも同店のロゴが描かれているのであるから，入店時

に同ロゴを目にしているはずである。

したがって，被告人は，写真に写るビールグラスに描かれたものが被害店舗のロゴであることを当然認識していたものといえる。

すると，被告人としては，第２投稿を見た閲覧者が，被告人が複数名で飲食していることを知るばかりか，添付された写真から，その飲食の場所まで知り得ることを十分認識できたといえる。

b　そして，前記(イ)のとおり，被告人は，「電車内で『俺はコロナだ』と発言した者が業務妨害で逮捕された」というニュースを見ていたのであるから，本件当時，社会において，新型コロナウイルスに感染した者が電車内等人の集まる場所に出てくることが，社会的な混乱を生みかねず，「業務妨害」として逮捕される事態をも招きかねないことを認識していたといえ，本件投稿を閲覧した者が錯誤に陥るおそれを少なくとも未必的に認識していたものである。

そうであれば，被告人は当然，閲覧者が被害会社や被害店舗に連絡をすることで，被害店舗が店内の消毒等の対応を余儀なくされ，その業務を妨害されるおそれがあることを，少なくとも未必的に認識していたものと認められる。

(エ)　以上から，被告人には偽計業務妨害罪について少なくとも未必の故意が認められる。

ウ　被告人及び弁護人の主張について

(ア)　被告人は，第１投稿について，「うなぎ文」なる構造を引き合いに出し，被告人自身が新型コロナウイルスそのものであるという冗談を述べたかったかのように弁解している。

しかし，被告人は，当公判廷において「うなぎ文」を説明するに当たって「『うなぎを食べる』の『食べる』を『だ』と省略して，私はうなぎだ省略として言うことも日本語としては成立します。ですけれども，（中略）文脈を剥ぎ取って文字通り読むと，（中略）私がうなぎなんだと告白をしているというちょっと変な文章になってしまいます。」などとも述べており，自ら，自身の主張する解釈が文脈を無視したもので，文脈を考慮すれば本来そのような受け取られ方をするものではないことを認めているのであり，被告人の弁解は不合理である。

(イ) また，被告人は，「Ｔｗｉｔｔｅｒ」には本件各投稿の関連性を明示する機能（いわゆる「リプライ」や「ツリー」などと称される機能）があるにも関わらず，それを使っていないことから，本件各投稿はそれぞれ全く独立した関連性のないものとして受け取られると認識していたかのような弁解をしている。

しかしながら，被告人は，大学時代からコンピュータサイエンスを学んでおり，インターネットの機能等に精通している上，過去には「Ｔｗｉｔｔｅｒ」を利用する上で用いることのできるウェブサービスのプログラムを自ら開発するなど，こと「Ｔｗｉｔｔｅｒ」への見識が深かったものと認められるのであり，既に述べてきたとおり，誰でも本件アカウントの固有ページを見る可能性があり，その際には本件各投稿が連続して表示されることを当然わかっていたのであるから，本件各投稿をあえてひも付けさえしなければこれらが別個独立のものとして理解されると考えていたというのは余りにも不自然かつ不合理である。

(ウ) なお，被告人は，前述した同日午後９時７分頃のリプライにつき，公判廷では，同日の飲み会中のどこかで見たがそれがいつの時点だったかはわからないと弁解する。

もっとも，被告人は，この点につき，捜査段階の検察官による取調べの際には「私は午後９時１４分の投稿までに私自身の携帯電話の最初の通知画面に「私はコロナだ」という投稿に対するリプライがあったのを見ていました」と述べていたものであり，その供述を変遷させている。

同変遷につき，被告人は，客観的な事実については，検察官による取調べに先立って行われた警察官による任意の捜査段階から一貫してきちんと喋っていたなどと言いながら，変遷の部分については当時から推測で答えたものだったなどと弁解する。

しかしながら，被告人は，警察官による任意の捜査段階から私選弁護人を３人選任し，弁護人らとの接見や相談を経ていたものであって，同人らから当然取調べにおける受け答えや調書の確認に際しての注意喚起をされていたはずである。

被告人は，にもかかわらず取調べへの臨み方については同弁護人らとはきちんと相談していなかったと言い，記憶では曖昧なことが断定的に書かれているにもかかわらず調書に署名指印したなどと弁解しており，その変遷理由は極めて不合理である。

(エ) さらに，被告人は，第２投稿に添付した写真について，そこに写るビールグラスの絵柄が被害店舗のロゴだという認識もなく，このようなロゴが写っているからといってそこから被害店舗が特定できるとは思わなかった旨弁解する。

しかしながら，被告人が，ビールグラスに描かれたものが被害店舗のロゴであることを当然認識していたと認められることは前述のとおりである。

そして，被告人自身，第２投稿に先立って撮影した写真に，飲み会に参加していたメンバーのネームプレートや携帯電話機の画面が写っており，これらの個人情報をインターネット上に掲載することは「一般的な常識」で判断して問題があると考えたなどと述べ，過去「Ｔｗｉｔｔｅｒ」上に投稿された写真からその撮影場所が特定された事件についてもきいたことがあるなどと述べており，これらの供述からも被告人が当時，インターネット上に投稿した写真から，個人情報や撮影場所等が特定される可能性を十分認識していたことは明らかであって，同弁解も不自然かつ不合理である。

(オ) なお，弁護人は，被告人が注意欠陥多動性障害との診断を受けていることを理由に，被告人が本件当時，第２投稿によって違法な結果が発生することを認識・認容できなかったものであるとも主張するかのようであるが，そもそも同障害の一般的症状として自分行っていることの意味内容を理解できないという症状はなく，同主張はそれ自体失当である。

エ 小括

以上から，被告人の弁解は到底信用できるものではなく，弁護人の各主張についても前記認定を揺るがすものではない。

したがって，本件において，被告人には偽計業務妨害罪の故意が認められる。

4　総括

以上から，本件で偽計業務妨害罪が成立することは明らかである。

第２　情状関係

1　悪質な犯行であること

本件犯行は，日本国内において新型コロナウイルスの感染拡大が社会的な問題となっていることに乗じた犯行であり，悪質である。

2　実害が生じており，被害会社は厳罰を希望

被害店舗は，本件各投稿の存在を知り，店内における新型コロナウイルス感染拡大を危惧して現に消毒作業等に追われており，現に実害が生じたものであって，被害会社は被告人に厳罰を求めている。

3　総括

被告人が，被害会社や被害店舗に損害を与えることを積極的に企図したものとは認められないことなど，被告人にとって有利な事情を併せ考えても，被告人の刑事責任は重大であり，今後の再犯を防止するためにも厳しい処罰を下すべきである。

第３　求刑

以上の諸情状を考慮し，相当法条を適用の上，被告人を

罰金３０万円

に処するのを相当と思料する。

以　上